（被収容者処遇規則の一部改正）

第二条　被収容者処遇規則（昭和五十六年法務省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（生活様式の尊重） **第二条**　入国者収容所長及び地方出入国在留管理局長（以下「所長等」という。）は、収容所等の保安上支障がない範囲内において、被収容者がその属する国の風俗習慣によつて行う生活様式を尊重しなければならない。 （遵守事項） **第七条**　［略］ 2　所長等は、前項のほか、収容所等の実情に応じ、出入国在留管理庁長官の認可を受けて遵守事項を定めることができる。 ［3・4　略］ （物品の使用） **第二十四条**　［1・2　略］ 3　前項により、物品の種類を増加したときは、理由を付してその旨を出入国在留管理庁長官に報告しなければならない。 4　［略］ （糧食のエネルギー） **第二十六条**　［略］ 2　被収容者に給与する副食の栄養基準量は、出入国在留管理庁長官が別に定める。 3　［略］ （領置した物品の返還） **第三十九条**　所長等は、被収容者を出所させるときは、領置中の物品を当該被収容者に返還しなければならない。ただし、他の収容所等に移送するため出所させるときは、移送先の入国者収容所又は地方出入国在留管理局に保管替をすることができる。 （異議の申出） **第四十一条の三**　前条第二項の規定による判定に不服がある被収容者は、同項の規定による通知を受けた日から三日以内に、不服の理由を記載した書面を所長等に提出して、出入国在留管理庁長官に対し異議を申し出ることができる。 2　所長等は、前項の規定による申出があつたときは、速やかにその申出に係る書面及び前条第二項の調査に関する書類を出入国在留管理庁長官に送付するものとする。 3　出入国在留管理庁長官は、第一項の規定による申出があつたときは、速やかにその申出に理由があるかどうかを裁決して、書面により所長等を経由して第一項の規定による申出をした者（以下「異議申出人」という。）に通知するものとする。ただし、異議申出人がその通知を受ける前に出所している場合には、その者が出所前に所長等に届け出た出所後の住所、居所その他の場所に通知を発することができる。	（生活様式の尊重） **第二条**　入国者収容所長及び地方入国管理局長（以下「所長等」という。）は、収容所等の保安上支障がない範囲内において、被収容者がその属する国の風俗習慣によつて行う生活様式を尊重しなければならない。 （遵守事項） **第七条**　［同上］ 2　所長等は、前項のほか、収容所等の実情に応じ、法務大臣の認可を受けて遵守事項を定めることができる。 ［3・4　同上］ （物品の使用） **第二十四条**　［1・2　同上］ 3　前項により、物品の種類を増加したときは、理由を付してその旨を法務大臣に報告しなければならない。 4　［同上］ （糧食のエネルギー） **第二十六条**　［同上］ 2　被収容者に給与する副食の栄養基準量は、法務大臣が別に定める。 3　［同上］ （領置した物品の返還） **第三十九条**　所長等は、被収容者を出所させるときは、領置中の物品を当該被収容者に返還しなければならない。ただし、他の収容所等に移送するため出所させるときは、移送先の入国者収容所又は地方入国管理局に保管替をすることができる。 （異議の申出） **第四十一条の三**　前条第二項の規定による判定に不服がある被収容者は、同項の規定による通知を受けた日から三日以内に、不服の理由を記載した書面を所長等に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。 2　所長等は、前項の規定による申出があつたときは、速やかにその申出に係る書面及び前条第二項の調査に関する書類を法務大臣に送付するものとする。 3　法務大臣は、第一項の規定による申出があつたときは、速やかにその申出に理由があるかどうかを裁決して、書面により所長等を経由して第一項の規定による申出をした者（以下「異議申出人」という。）に通知するものとする。ただし、異議申出人がその通知を受ける前に出所している場合には、その者が出所前に所長等に届け出た出所後の住所、居所その他の場所に通知を発することができる。